

定例会12月会議

定例会12月会議（12月2日～6日）は、人件費や後期高齢者医療費等の追加を含む一般会計等補正予算をはじめ、条例改正など14議案を審議し、すべて原案通り可決されました。

ここでは、議会が注目した議案に対する質疑をピックアップします。

議決を経ずに行った教師用教科書等購入

条例により700万円以上の財産の取得については、議会の議決（可否）を経て購入しなければなりません。しかし、令和6年度に購入した小学校教師用教科書等は、その手続きを経ずに購入したことが判明したため、改めて購入について議案が提出されました。

- | | |
|--------|--|
| ①購入内容 | 教師用教科書 647冊
教師用指導書等（指導者用デジタル教科書含む） 657冊 |
| ②購入金額 | 21,427,270円 |
| ③判明の経緯 | 他の自治体で、議決を経ずに教師用教科書と指導書を購入していたと報道されていたため、改めて確認したところ、当町でも1件あることが判明しました。 |
| ④原因 | 教師用教科書等の購入については、予算科目を消耗品費として取り扱っており、議会の議決に付すべき財産にはあたらないと誤認したことによります。 |

質 問

消耗品の購入であり、議決が必要であることを気づかなかったということだが、高額な金額で消耗品などを購入することは今後とも予想される。どのようなチェック体制をとっていくのか。

答 弁

全国的に同様の事例がみられ、消耗品の購入について議会の議決を要しないとの先入観があったことが問題の原因と捉える。今回のように高額な購入案件については、担当課だけでなく管理職が決裁権者となるため、その中で十分なチェック機能を果たしていく。



ぎかいの視点

「条例の規定に基づく議決案件の適正な事務執行と、決裁権者によるチェック機能が適切に果たされるよう留意すべき」との意見をつけ、改めて本会議で可決しました。また、今後も議会の議決が必要な財産の購入があることが予想されるため、議会の審査においても注意しながら議案審査にあたっていきます。

「農業公園」から「交流体験施設」に名称変更

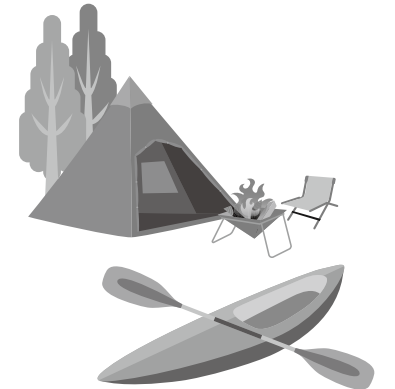
三春の里田園生活館をはじめとした「三春の里農業公園」のエリアを拡大して、キャンプサイトやカヤック場などを整備するため、名称を「三春の里交流体験施設」に変更するため条例を改正します。

質 問

「施設」とは建物のことを指すもので、「公園」はエリアを指すものであるため趣旨が変わってくるのではないか。例えば「交流体験施設」ではなく「交流体験公園」などのようにすべきでは。

答 弁

農業関係と体験型の屋外活動を通して地域の活性化を図ることが目的である。様々な施設があるため総じて「交流体験施設」とし、一体的に条例で規定することからそのような文言を使用した。



ぎかいの視点

反対討論

この条例の目的は、アウトドア・アクティビティ拠点施設に計画される施設を扱うものではなく、公園としてエリアを定義づけることである。しかし、改正では主たる目的が建物の管理運営について言及されており、条例の意図から農業公園を交流体験施設に変えることは、本来の目的にはそぐわないため条例改正に反対する。

賛成討論

委員会の審査において、条例の及ぶエリアについては施設一帯であるとの確認と検討経過について確認した。名称については、田園生活館・農業体験等も含めて「交流体験施設」という名称を全庁的に十分な検討が尽くされたと判断した。先ほどの反対討論で「施設とは建築物だ」という話があったが、狭義においてはそのように言われる場合もある。しかし施設という表現については、公共施設や学校施設、道路施設、河川施設含めて広い意味で解釈して良いのではないかと判断したため条例改正に賛成する。



三瓶一壽 議員



影山常光 議員



石畑水生生物観察園 立入禁止のお知らせ



整備中のユニットキャンプラフ図